

第3次たじみ健康ハッピープラン策定会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する施策についての計画（以下「たじみ健康ハッピープラン」という。）の策定に関し、市民等と協働して多角的に協議及び検討を行うため、たじみ健康ハッピープラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、たじみ健康ハッピープランの策定に関する協議及び検討を行い、市長に対し必要な提言を行う。

(組織)

第3条 策定会議は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療団体及び福祉関係団体の代表者
- (2) 公共的団体、学校及び民間事業者の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、たじみ健康ハッピープランの策定までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を統括し、策定会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の策定会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を策定会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、保健センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月23日から施行する。